

### \*\*\* 国による北海道開発の存在

この夏以来、国土交通省北海道局存廃が俎上にあげられてきたが、同省が来年度新設を目指してきた「国際局」構想を断念する方針との報道がなされた。各省局数の純増が認められていないなか、その“身代わり”となるべき国土交通省内の組織統廃合の目途がついていないためとされる。

行政改革など国の組織議論のたびに、いつも検討対象となってきた“国による北海道開発”のあり方や組織に関する議論は、今回どこまで真摯に議論されたかは知る由もないが、“身代わり”の一候補であったことは事実であり、今後も予断を許さない状況に変わりはない。これに対し道内では経済界はもとより、道内自治体からも組織存続の訴えが政府、与党に伝えられてきたほか、道議会が議決して存続を訴えた。

国が北海道の総合開発を推進する根拠である北海道開発法(昭和 25(1950)年 5 月 1 日法律第 126 号)には、「関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。」(第 3 条)、「国土審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて国土交通大臣に建議することができる。」(第 4 条)とされており、北海道知事が国土審議会のメンバーであることを考えれば、道議会の議決に基く知事の訴えは、道民の総意として非常に重く受け止められなければならないものといつてよい。国の法律が唯一北海道にそれを担保しているのである。

一方、毎度俎上にあがるわりには“国による北海道開発”の実体・本質の理解者は必ずしも多くないのが実感であろう。道民にして然り、まして道外とくに大都市圏には、残念ながら“後発地域北海道への優遇措置”くらいにしか理解されていない向きもある現実を知っておく必要がある。

言うまでもなく、“国による北海道開発”の原点は明治政府以来の我が国の目指した進路や政策の歴史にさかのぼらなければならないし、今日そして未来を見据えた議論が必要なことは論を俟たない。

明治政府の“開拓”(未開地を拓き、人口を増やすこと)は、北辺の防備や士族授産、人口増加を背景としてはじまり、本格的な“拓殖”(開拓とのための基盤整備、拓地殖民)へと進展し、戦後、“開発”(資源の総合的な開発に重点)へと政策が移行して、我が国経済の復興や食糧の増産、人口や産業の適正配置などに貢献してきた。そして現在は、『地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画』(平成 20(2008)年 7 月 4 日閣議決定)が策定され、我が国は経済社会のグローバル化、地球環境問題の深刻化、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来などに直面し、情勢は急速に変化しているため、国は北海道において食料供給力や食にかかわる産業の強化、国際的な観光の振興、自然共生・循環型社会・低炭素社会など持続可能な地域社会の形成、それらを支える広域交通・情報ネットワークの構築や安全・安心な国土づくりなどを推進することとしている。さらに、先駆的・実験的な取組みを通じて次の時代へのフロンティアとしての役割も担わせている。

このように、“国による北海道開発”の基本的な意義は、北海道の豊かな資源や広大

な国土を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献することであり、この間特別な開発政策・体制の下、計画的に国はその推進にあたってきたのである。特別扱いの仕組みは別稿に譲ることとして、まずこの経緯と、我が国における北海道の役割・位置付けを知ることが議論の前提であろう。

20101213 MS生

道州制導入の議論が盛んだった 2006(平成18)年、北海道にそのパイロットの役割を担わせようとした他県選出の国会議員が広報活動のため来道し、各地で講演したことがあった。

道州制がそれほど好ましい制度であるなら、なぜまず自身の選挙区に導入する議論を喚起しないのか・・・残念ながら、この単純な疑問・質問にまともに応答できた議員を見かけることはなかった。

結局、道州制は、国の権限や財源の移譲に関する具体的な議論が進まず、枠組み論・概念論に終始した議論であったため急速に熱が冷め、従って、今度もまた地方分権議論は、単に市町村合併にとどまり、空中分解した。

なお、上記計画は、計画途上の 8 年目に、頻発する災害の発生などを背景に対策を増強するため改定しており、『第 8 期北海道総合開発計画』(平成 28(2016)年 3 月 29 日閣議決定)が現行計画となっているが、基本的な状況認識、施策の方向性は前計画を踏襲しており、方法論を時点修正して具体化した内容となっている。

20160401 追記



Lucky Lilac

## 北海道総合開発計画の要旨

### 第1章 計画策定の意義

#### 第1節 北海道開発の経緯

- ・国全体の安定と発展に寄与するため、特別な開発政策の下、北海道開発を推進。
- ・食料品等の輸出倍増、外国人観光客数100万人突破等の成長産業の萌芽。他方、経済・人口は縮小傾向。ネットワーク未整備区間、地域コミュニティ維持に係る懸念の存在。

#### 第2節 我が国を取り巻く時代の潮流

- (1)本格的な人口減少時代の到来 (2)グローバル化の更なる進展と国際環境の変化  
(3)大規模災害等の切迫

#### 第3節 新たな北海道総合開発計画の意義

- ・北海道開発の基本的意義：北海道の資源・特性を活かして、国の課題の解決に貢献。
- ・人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境など北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間」の維持が困難となるおそれ。
- ・来たるべき10年間は、「生産空間のサバイバル」「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間。
- ・また、北海道新幹線開業、高速道路網の道東延伸、2020年オリパラ等を地域の飛躍の契機となし得る期間。
- ・これらの機会の活用によって、本格的な人口減少時代にあっても活力を失うことなく人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会の先駆的形成を図る。

### 第2章 計画の目標

- キャッチフレーズ：「世界の北海道」
- ビジョン：2050年を見据え、「世界水準の価値創造空間」の形成

《3つの目標》

- (1)人が輝く地域社会 (2)世界に目を向けた産業 (3)強靱で持続可能な国土

### 第3章 計画推進の基本方針

#### 第1節 計画の期間 2016(平成28)～2025(平成37)年度の10年間

#### 第2節 施策の基本的な考え方

- 北海道型地域構造の保持・形成
  - ・「生産空間」「市街地」「中心都市」の3層構造で人々の日常生活が営まれる「基礎圏域」を形成。
  - ・札幌都市圏：集積を活かして北海道全体を牽引。
- 北海道の価値創造力の強化
  - ・人口減少時代にあっては、「人」こそが資源。
  - ・人材育成・活用の重点的実施とともに、多様な人々を引きつけ、地域の価値創造力を向上。

#### 第3節 計画の推進方策

- (1)産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成
- ・人材育成、地域づくり等のテーマに応じて、産学官民金が連携するプラットフォームを各地域又は北海道全体で展開し、取組を持続的にマネジメント。
- (2)イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進
- ・技術の力で人口減をカバーし、地域の課題を旧弊にとらわれずイノベティブに解決。
- (3)戦略的な社会資本整備
- ・社会資本のストック効果を最大限に発揮。戦略的なインフラメンテナンスの徹底、技術開発も活用した「賢く使う」取組の充実強化。
- (4)計画のマネジメント
- ・「企画立案→実施→評価→改善」のマネジメントサイクル。おおむね5年後に総合的な点検。

## 第4章 計画の主要施策

### 第1節 人が輝く地域社会の形成

#### (1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

- ①基礎圏域の形成
- ②地方部の生産空間
- ③地方部の市街地
- ④基礎圏域中心都市
- ⑤札幌都市圏
- ⑥国境周辺地域の振興

#### (2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

- ・ 共助社会づくり、「活動人口」の確保
- ・ 北日本や海外との「人の対流」
- ・ 地域づくり人材の発掘・育成

#### (3) 北方領土隣接地域の安定振興 (4) アイヌ文化の振興等

### 第2節 世界に目を向けた産業の振興

#### (1) 農林水産業・食関連産業の振興

- ①イノベーションによる農林水産業の振興
- ②「食」の高付加価値化と総合拠点づくり
- ③「食」の海外展開
- ④地域資源を活用した農山漁村の活性化

#### (2) 世界水準の観光地の形成

- ・ 世界に通用する魅力ある観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大
- ・ 外国人旅行者の受入環境整備
- ・ MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客等の積極的な取り込み
- ・ インバウンド新時代に向けた戦略的取組

#### (3) 地域の強みを活かした産業の育成

- ・ 北の優位性の活用
- ・ 産業集積の更なる発展
- ・ 産業を支える人流・物流ネットワークの整備等
- ・ 地域消費型産業を始めとする地域経済の活性化
- ・ 域内投資等の促進

### 第3節 強靱で持続可能な国土の形成

#### (1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

##### ① 環境と経済・社会の持続可能性の確保

- ・ 自然共生社会の形成
- ・ 循環型社会の形成
- ・ 低炭素社会の形成

##### ② 環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現

- ・ 再生可能エネルギーの更なる導入に向けた取組
- ・ 暖房用熱源や自動車燃料等北海道の地域特性を踏まえた取組

#### (2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

##### ① 激甚化・多様化する災害への対応

- ・ 「人命を守る」ための体制づくり
- ・ 地震・津波災害、火山噴火等の大規模自然災害への対応
- ・ 気候変動等による水害・土砂災害リスクへの対応
- ・ 冬期災害への対応

##### ② 我が国全体の国土強靱化への貢献

- ・ 国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保
- ・ 災害時における食料の安定供給の確保

##### ③ 安全・安心な社会基盤の利活用

- ・ インフラ老朽化対策の推進
- ・ 強靱な国土づくりを支える人材の育成
- ・ 交通安全対策の推進